

# 東京都医療機器販売業協会 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、東京都医療機器販売業協会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は日本医療機器販売業協会の会則に準ずるものとする。

(地域及び事務所)

第3条 本会の域は、東京都及びその近隣地域とし、事務所を東京都に置く。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会の事業目的は日本医療機器販売業協会(以下「医器販協」という)の事業目的に準ずるものとする。

## 第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会員は東京都及びその近隣地域において、主に医療機器の販売に携わるものとする。

(加入及び会費)

第6条 本会の会員になろうとする企業は、ホームページその他本会指定の方法により加入申し込みを行い、理事会の承認及び理事長面談を経て会員になることが出来る。

2. 加入を承認された企業は、別に定める年会費等を納入するものとする。
3. 入会と同時に、医器販協の構成員となり、会員証が交付される。

(退会等)

第7条 会員は本会を退会しようとする時は、退会の30日前までにその旨を文書により本会事務局に届け出て退会することが出来る。

2. 会員は、会員たる資格を喪失し、又は解散等したときは、本会を退会したものとみなす。

3. 会員が、医器販協の定める企業行動倫理指針に違反する場合その他これに類似する行為を行った場合、理事会の決議で当該会員を除名することができる。
4. 会員が、年会費等を1年以上滞納している場合、理事会の決議で当該会員を除名する事ができる。
5. 会員が退会、除名となった場合であっても、本会に納入すべき会費、その他経費のうち未納のものを完納しなければならない。

(会費等の不返還)

第8条 本会を退会した者は、既納の会費、その他一切の資産について返還を受けられないものとする。

#### 第4章 役員及び顧問

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。なお、役員は兼任することができない。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 3名以内
  - (3) 理事 10名以内(理事長、副理事長を含む)
  - (4) 監事 2名
2. 本会は役員とは別に次の役職を置く。
- (1) 顧問 3名以内(必要に応じて理事会の決議で決定)
  - (2) その他理事会の決議で必要と判断された役職

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員の中から互選により選任する。

2. 理事長は理事の互選により選任する。
3. 副理事長は理事の中から理事長が指名する。

(役員等の報酬)

第11条 役員は無給とする。但し、業務執行で要した費用の実費を支給することがある。

(役員職務)

第12条 理事長は本会を代表し、本会業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又は代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に従い、本会の業務を執行する。
4. 監事は本会の会計及び業務を監査し、理事会に出席して意見を述べることが出来る。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは役員とみなし、その職務を行うものとする。
3. 役員解任は理事会の決議によって行う。

(役員補充)

第14条 役員に本人死亡や辞任等により欠員が生じたときは、補充することができる。欠員を補充するための選任は、理事会においてこれを代行することができる。

## 第5章 会 議

(会議)

第15条 会議は、定期総会及び臨時総会、理事会とする。

(定期総会の招集)

第16条 定期総会は、毎年会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、理事長が招集する。ただし、3分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があった時は、理事長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続き及び議長)

第17条 総会を招集する時は、事務局は、開催日の10日前までに会議の主たる事項及びその日時、場所を示した書面をもって全会員に対して通知する。

2. 定期総会の議長は、理事長がこれに当る。但し、前条第2項の規定により招集された臨時総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、本会に登録された企業の代表者とする。

2. やむを得ない理由で出席できない場合、他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

(総会の定足数)

第19条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

2. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 前条第2項の規定により議決権を行使する会員は、出席会員とみなす。

(総会の議事録の記載事項)

第20条 総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及びその出席者数並びに委任状による出席者数
  - (3) 議事の経過の概要及び議決事項
2. 議事録には、議長及び出席会員の2名以上が記名捺印する。

(総会の議決事項)

第21条 総会においてはあらかじめ通知した事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算

(理事会の開催、招集、議長)

第22条 理事会は随時開催することが出来る。

2. 理事会は理事長が招集し、その議長の任にあたる。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、理事及び監事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会則に定める事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項に関する事。
- (3) 総会の議決を要しない会務に関する事。
- (4) 医器販協に対する意見具申、提案に関する事。
- (5) その他理事長の付議する事項に関する事。

(理事会の定足数、議決権)

第24条 理事会の定足数、議決権については前19条の規定を準用する。

## 第6章 部会及び委員会

(部会、委員会)

第25条 本会の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決を経て部会及び委員会を置くことができる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に職員を置くことができる。
3. 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 会計

(会計期間)

第27条 本会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

## 第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第29条 この会則を変更しようとする場合は、理事会の決議を経たうえで、総会において出席会員の過半数以上の同意を得なければならない。

(解散)

第30条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ、解散することはできない。

(解散の場合の残余財産の処分)

第31条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て処分するものとする。

## 第10章 雑 則

(その他)

第32条 この会則に定めのない事項については、理事会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

1. この会則は、総会発会式で承認された日から施行する。
2. 最初に選出された役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、選出された日から第1回総会の日までとする。
3. 初年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。

(平成12年7月13日制定)

(平成20年5月29日改定)

(令和6年6月24日改定)

別表 会費基準（平成12年7月13日より）

1. 入会金 免除

2. 年会費

上期(4月～9月)	下期(10月～3月)	年間合計
¥18,000	¥18,000	¥36,000